

子育て世帯の民間賃貸住宅家賃助成

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

民間賃貸住宅に入居している子育て世帯に、家賃の一部を助成します。

- 対象
次のすべてに該当する18歳までの子どもがいる世帯
①町内にある月額家賃が5万6,000円以上の民間賃貸住宅に入居している世帯
②世帯の合算所得が584万4,000円以下の世帯
③町税などの滞納がない世帯
- 助成内容
1カ月につき子ども1人あたり2,500円分(月額5,000円分が上限)を町内加盟店で買い物などに使用できるあつまるポイントで還元します。
- 対象期間
令和2年4月～9月(6カ月)
- 受付期間
11月2日(月)まで
- 必要書類
・賃貸借契約書などの家賃の金額を確認できる書類
・家賃の支払いを確認できる書類(領収書や引落口座通帳のコピーなど)
・あつまるカード
・印鑑
※令和2年1月1日時点で町外に在住していた方は、その自治体が発行する所得証明書および町税などの滞納がない証明書が必要です。
- 受付窓口
住民課子育て支援グループまたは上厚真支所

第11回特別弔慰金

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

戦没者等の遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。

- 支給対象者
戦没者等の死亡時の遺族で、令和2年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦没者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給します。
- ①令和2年4月1日までに戦没者戦没者遺族等救護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者の子
- ③戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、(1)～(4)の順番が入れ替わります。
- ④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
- 支給内容
額面25万円、5年償還の記名国債
- 請求期間
令和5年3月31日(金)まで
※請求期間を過ぎると受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。
- 請求内容
※第10回特別弔慰金を支給された方には、令和2年7月までに申請の案内が郵送されています。該当する方は、案内文書を持参して窓口にお越しください。

企業研修型地域おこし協力隊募集

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

企業研修型地域おこし協力隊の受け入れに興味のある事業者を募集します。

町内に所在する事業者が新たに始める事業や、起業して5年以内の事業者の下で、実際に業務を行いながら自らのスキルアップや、地域の活性化について学ぶ「企業研修型地域おこし協力隊」の募集を開始します。

企業研修型地域おこし協力隊に応募を検討されている方、研修生の受け入れに興味のある事業者の方は、ご連絡ください。

▽詳しくは町ホームページをご覧ください。



<http://www.town.atsuma.lg.jp/office/news/recruit/1855/>

通院交通費の助成

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

心身障がいや指定難病および肝炎患者の治療などにかかる交通費を助成します。

- 対象者
町内に住所があり、かつ居住されている方(生活保護受給者を除く)で、以下の①～③に該当する方
①在宅精神障がい回復者
・精神障害者保健福祉手帳を所持している方
②腎臓機能障がい者(人工透析)・指定難病・肝炎患者
・人工透析を受けている方で、町の送迎バスを利用していない方
・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方
・ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証をお持ちの方
③重度心身障がい児等
・18歳未満の重度の障がい児のうち、身体障害者手帳1～2級(内部障がいは3級まで)所持者
・療育手帳所持者でA判定またはB判定でIQ50以下の児童
・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する児童
※保護者等の介護者1人についても対象となります。
- 助成内容
町外医療機関の通院に要する交通費
- 通院期間
令和2年4月分～9月分まで
- 申請書類
①通院交通費助成金交付申請書
②通院証明(医療機関で証明印をもらう)
③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証のいずれかの写し
※①②は住民課福祉グループまたは上厚真支所にあります。
- 申請期限
10月9日(金)
- 受付窓口
住民課福祉グループまたは上厚真支所

敬老会に係る補助金交付

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

自治会・老人クラブで独自に敬老会などを実施する場合、実施経費に対して補助金を交付します。

- 対象
敬老会などを行う自治会、老人クラブ(記念品などを贈呈する事業を含みます)
- 補助対象経費
講師などの謝礼、記念品などの報償費、祝い金、消耗品、使用料・賃借料、印刷製本費、食糧費、通信運搬費、光熱水費
- 補助額
敬老会の参加人数×3,000円(上限3,000円)
※町内在住で来年3月31日現在で70歳以上の高齢者に限る(当日不参加でも記念品などを贈呈する場合は含みます)
- 申請書類
・補助金等交付申請書
・事業計画・収支予算書
・参加者名簿
- 申請期間
令和3年3月31日(水)まで

農地中間管理機構による農地の借受希望者(受け手)募集

公益財団法人北海道農業公社 日胆支所業務農地課 ☎ 0144-32-8171
町農業委員会事務局 ☎ 27-2409

農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社では、農地を借りたい人(受け手)を募集しています。

- 募集は年2～3回(5月と9月のほか不定期実施)の決められた期間のみです。地域農業の担い手の方や経営規模の拡大または分散経営の解消を希望される方などは、忘れずに申請(借受希望)の手続きを行ってください。
- 借受希望の申請ですので、この申請により農地の借り受けが決定するわけではありません。
- 平成28年度以降に申請された方は5年間有効ですので、申請の必要はありません。平成27年度以前に申請された方はすでに有効期限が切れていますので、借り受けを希望する場合には必ず手続きしてください。

●受付期間 9月30日(水)まで

台風のシーズンです！

土砂災害や水害、風害から身を守りましょう

問い合わせ 室蘭地方気象台 ☎0143-22-4249
気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp/jma>

気象台ノート

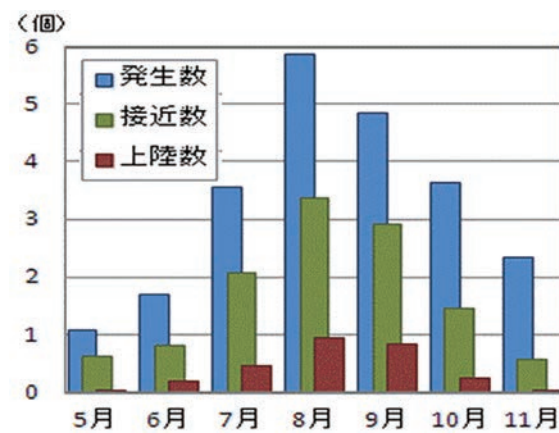
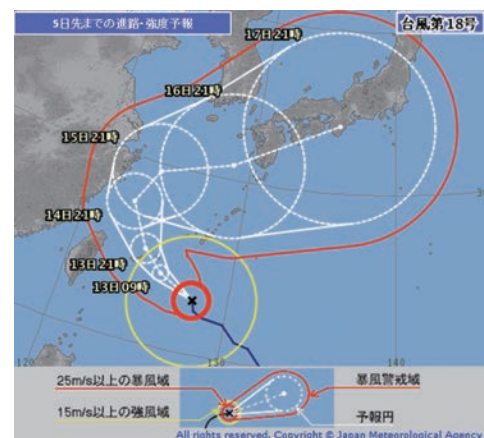


8月から9月は、日本では台風の接近・上陸が多くなる時期です。台風は、日本のはるか南の海上で発生することが多く、主に太平洋高気圧の縁に沿って北上し、北海道に接近あるいは上陸することもあります。

台風は、北海道に接近する頃には海面水温の低い海域を通過してくるため、水蒸気の供給量が少なくなり、勢力を弱めることが多くなります。しかし、9月頃になると、北から南下する寒気を取り込むことにより、一旦、弱まった台風が温帯低気圧に変わって再発達し、このため暴風による被害が拡大する場合があります。

気象庁では、6時間ごとに5日先までの台風の進路予報と強風域、暴風域の予報(台風強度予報)を発表しています。室蘭地方気象台では、「土砂災害」や「浸水害」の恐れがある場合に「大雨警報・注意報」を、洪水による災害の恐れがある場合に「洪水警報・注意報」を発表します。また、大雨警報が発表されている中で土砂災害が発生する危険性がより高まった時には、胆振総合振興局と共同で「土砂災害警戒情報」を発表します。この場合は、急傾斜地の近くにお住まいの方は避難行動を執るなど、より一層の警戒が必要です。

テレビやラジオなどで台風の接近を知った時には、気象台のホームページで内容を確認し、自治体が発表する避難情報に留意しましょう。



こぶしの湯あつま イベントカレンダー 10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
⑤	⑤	③倍	⑥	①		
11	12	13	14	15	16	17
⑤	③倍	③倍	⑥	①	③倍	
18	19	20	21	22	23	24
⑤	⑤	③倍	⑥	①	②倍	
25	26	27	28	29	30	31
⑤	⑤	③倍	⑥	①		休館

- ⑤毎週日曜▷ちびっこデー
小学生はサービス券2枚
- ⑥毎週月曜▷シルバーデー
65歳以上はあつまるカードポイント3倍
- ⑦毎週火曜▷メンズデー
男性はサービス券2枚
- ⑧毎週水曜▷高齢者無料入浴券の日
町交付の無料入浴券ご利用の方はヘルシーセットが750円→550円
- ⑨毎週木曜▷レディースデー
女性はサービス券2枚
- ⑩最終金曜▷町民の日
誕生月の町民の方はレストラン利用で入浴無料
- ⑪2と6のつく日はあつまるカードポイント3倍
- ⑫5のつく日は無料券利用であつまるカードポイント5倍
町交付の無料入浴券ご利用の方が対象
- ⑬毎月26日は風呂の日
あつまるカードポイント3倍、サービス券2枚

10月30日(金)は
休館日です

◎10月1日(木)~11月30日(月)はシェフのお勧め季節限定メニュー

問い合わせ こぶしの湯あつま ☎26-7126

※イベントは予告なく、変更となる場合がございますので、ご了承ください。

古民家活用事業の実施希望者を募集

産業経済課 経済グループ ☎27-2486

フォーラムビレッジに移築する予定の旧山口家住宅を活用した事業実施の希望者を公募します。

町は、都市と農村が共生する「滞在交流型観光」の中心的な役割を担う施設として、農家住宅古民家活用事業を推進しています。来年度、フォーラムビレッジ(豊沢)に旧山口家住宅(鹿沼)を移築する予定で、建物を活用した事業の実施を希望される方を公募します。

旧山口家は、明治42年に建築された福井県の「越前型民家」といわれる貴重な木造平屋建ての農家住宅です。建築面積約131㎡で、仏間の上手に仏壇の間があり、座敷の奥に僧侶が休憩する僧侶の間が設けられるなど、農家住宅の中でも格式が高い家といわれています。建材は、現在では蓄積量が極めて少ない「エンジュ」が多用された貴重な遺構で、当時の意匠を活かして再生する予定です。令和4年4月の利用開始を予定しています。



移転再生した旧畑島家

- 応募締め切り
参加表明書類
9月25日(金) 17時必着
- 応募書類
10月9日(金) 17時必着



◁提出書類や建物に関する資料など公募の詳細は町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.atsuma.lg.jp/office/news/recruit/33785/>

国勢調査

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎27-3179

5年に1度の国勢調査が実施されます。ご理解とご協力をお願いします。

5年に1度の国勢調査が、実施されます。10月1日が基準日で、日本に住むすべての人・世帯を対象にした最も重要な統計調査です。国政調査への理解とご協力をお願いします。

- 調査基準日
10月1日(木)
- 調査票などの事前配布
9月中旬から調査員が事前に訪問して配布
- 調査項目
世帯員の数、氏名、出生の年月など全19項目
- 回答方法と回答期間
①インターネット回答▷9月14日(月)~10月7日(水)
・期間中は24時間いつでも好きな時間に回答できます。
・仕事が忙しい方や、新型コロナウイルス感染症が不安という人などに推奨しています。
・回答後に調査員と対面することもなく、紙の調査票の提出も不要です。
②調査票での回答▷10月1日(木)~10月7日(水)
・返信用の封筒で郵送してください。
- ※インターネット回答・郵送ともに難しい場合は、調査員が訪問して調査票を回収します。調査票などを事前配布する時に、調査員に回収を希望する旨を伝えてください。

●回答確認
10月7日(水)までに回答が確認できない時は、調査員が伺うことがあります。

特設窓口でインターネット回答をサポートします

町では、下記会場にタブレット型の端末機を用意し、職員が入力作業をお手伝いします。安心して回答できますので、ぜひ、ご活用ください。

調査員が事前配布する「インターネット回答利用ガイド」を必ず持参してください。

- 特設窓口
・役場第2会議室・上厚真支所
9月14日(月)~10月7日(水)の平日
9時~17時
- 臨時開設
・富里仮設事務所
9月29日(火) 10時~16時
・豊丘マナビィハウス
9月30日(水) 10時~16時

〈新型コロナウイルス感染症の対策〉
・極力、調査員と対象者が対面しないようにします。
・調査員はマスクを着用します。原則としてインターホン越しに調査の趣旨などを説明し、調査票などを郵便受けやドアポストに投函します。
・対面する場合は、社会的距離(ソーシャルディスタンス)を取って対応します。